



長野県報

10月20日(月)
平成15年
(2003年)
第1501号

目次

告示

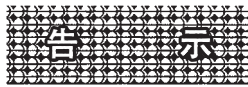
- 平成15年11月9日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間(選挙管理委員会) 1
- 平成13年長野県人事委員会告示第1号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部改正(人事委員会事務局) 1

公告

- 一般競争入札(2件)(管財課) 2
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室) 2
- 都市計画に係る公聴会の中止(2件)(都市計画課) 4
- 監査結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局) 4

正誤

- 正誤(食品環境水道課) 5



告示

選告示第46号

平成15年11月9日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成15年10月20日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

- 基準日 平成15年10月27日(年齢については、平成15年11月9日)
- 登録日 平成15年10月27日
- 縦覧期間 平成15年10月28日から平成15年10月29日まで

選挙管理委員会

長野県人事委員会告示第3号

平成13年長野県人事委員会告示第1号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部を次のように改正し、平成15年10月20日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

平成15年10月20日

長野県人事委員会委員長 下平桂

表に次のように加える。

民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 第1次考査に係る以下の記録情報経験論文考査の点数及びその順位	第1次考査合格者については最終合格発表日から1年間、第1次考査不合格者については第1次考査合格発表日から1年間	同上
	2 第2次考査に係る以下の記録情報 (1) 論文考査と口述考査の合計点 (2) 合計点の順位(不合格者を含む。)		
	3 身体検査及び資格調査の結果		
	4 総合判定及び最終合格者の順位		

人事委員会事務局